

福島市公告第220号

令和8年度 道路メンテナンス事業 市道館・前畑線(新八反田橋)橋梁補修工事について、下記のとおり工事Ⅰ型による制限付一般競争入札(事後審査型)を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和8年9月29日

福島市長 馬場 雄基

記

1	工事名	令和8年度 道路メンテナンス事業 市道館・前畑線(新八反田橋)橋梁補修工事
2	工事場所	福島市北矢野目字追分 地内
3	工事概要	橋梁補修工事 (L=25.20m, 全幅員W=7.8m) 塗装塗替工 A=375.9m ² 舗装修繕工 A=169.6m ² 伸縮装置工 L=16.6m 仮設工 A=194.8m ² 交通管理工 N=78.0人
4	履行期限	令和9年3月18日(木)
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	無
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	有
	② 失格基準価格	有
	③ 工事費内訳書の提出	要(様式5)
8	入札参加形態	単体企業
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たす者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 令和8年度福島市工事等請負有資格業者名簿に登録されている者 ※当該登録は電子入札に参加する場合も必要となります。	
	③ 登録内容	一般土木工事又は鋼橋上部工事の工事登録のある者
	④ 所在地区分	市内に本店を有する者
	⑤ 建設業許可区分	土木工事業又は鋼構造物工事業について特定建設業の許可を有する者
	⑥ 技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
	⑦ 資格総合点数	一般土木工事又は鋼橋上部工事の資格総合点数が850点以上である者
	⑧ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑨ 工事施工実績	
	⑩	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。

10	設計図書等の閲覧について		
	① 閲覧場所	福島市入札情報公開システム https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0620060006E00700	
	② 期間	令和8年9月29日(火)から令和8年10月14日(水)までのシステム利用時間内 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)	
	③ 閲覧方法	福島市入札情報公開システム上にて、下記パスワードを入力し、閲覧及びダウンロードすること。	
	パスワード(半角英数字)	k5081000170	
	質問について		
	④ i 質問方法	本工事に関する質問は、福島市電子入札システムにて質問する。 福島市電子入札システム https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0620060006E00700	
	ii 質問期限	令和8年10月14日(水)正午まで	
	iii 質問に対する回答	福島市入札情報公開システムにより回答する。	
	iv 回答閲覧期間	令和8年10月20日(火)から令和8年10月28日(水)まで	
⑤ その他	期間内に設計図書等の閲覧が確認できない場合、入札参加申請は認められない。		
11	入札参加資格の確認申請について		
	① 提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使うことができないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。	
	i 資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書	
	ii 施工実績		
	iii 配置予定の技術者	別紙様式3 配置予定技術者の資格・工事経歴(資料は①) ①建設業法に基づく施工管理技士等の技術検定合格証明書の写し添付	
	iv その他の提出書類	入札日において有効期限内である総合評価値通知書の写し	
	② 提出方法	福島市電子入札システムにて上記書類を電子ファイル(PDFファイル)として添付し、提出する。 https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0620060006E00700	
③ 提出期間	令和8年9月30日(水)午前9時から令和8年10月21日(水)午後4時まで (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)		
12	入札方法について		
	① 入札方法	電子入札(入札執行回数は原則として2回を限度とし、郵便による入札は不可) 福島市電子入札システム https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0620060006E00700	
	② 提出書類	入札書及び工事費内訳書	
		落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。 入札者は、工事費内訳書に積算金額等の必要事項を入力し、福島市電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力するとともに、当該工事費内訳書を電子ファイル(PDFファイル)として添付し、提出すること。	
	③ 入札期間	令和8年10月22日(木)午前9時から令和8年10月27日(火)午後4時まで ※ただし、やむを得ない事情により紙入札について当市の承認を受けた場合は開札日時(1回目)の午前8時30分から午前9時00分までに契約検査課に持参すること。	

13	開札日時等	
	① 開札日時(1回目)	令和8年10月28日(水)午前10時00分
	② 開札日時(2回目)	令和8年10月28日(水)午後3時以降 ※開札1回目で落札とならなかった場合のみ。別途通知予定
	③ 開札場所	福島市役所庁舎棟 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ その他	・事後審査型のため開札後、落札候補者が決定となった場合、結果を保留する。 ・電子入札競争心得による(市ホームページ参照)
14	入札参加資格の決定	令和8年10月30日(金) ただし、低入札価格調査の場合は除く ・開札の結果、落札候補者となった参加者のみ資格確認を行う。 ・福島市電子入札システム上にて落札決定通知書を決定後送信する。 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。 ・落札候補者が資格「無」となる場合には、予定価格の範囲内で次点者の資格の確認を行う。
15	入札保証金	免除
16	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
17	支払条件・契約条項	福島市工事請負契約約款並びに競争入札心得第11条による。
18	特約条項	本件は低入札価格調査を適用するため、福島市低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、同要領第12条に基づく特約条項を加えて当該落札者と契約を締結する。
19	契約書作成の要否	要
20	火災保険等の付保	設計図書等による。
21	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、競争入札参加資格の確認申請が受理された者であっても、受理の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
22	入札の中止等について	1、本件は、参加資格者が1人以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。 3、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事業が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。
23	その他	本件に係る配置予定技術者は1名とする。
24	問い合わせ先	財務部契約検査課[〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]
25	システム利用時間	電子入札システム:平日の午前8時00分から午後10時00分まで 入札情報公開システム:平日の午前6時00分から午後11時00分まで